

★70歳～74歳の方の窓口負担は、 H24年4月以降も1割のままです。

70歳～74歳の方の窓口負担については、H20.4からH24.3まで1割に据え置かれてきましたが、引き続きH24.4からH25.3までの1年間、1割になります。

ただし、窓口負担が3割の方は、従来どおりです。

☆保険医療機関等から診察を受けようとするときには、被保険者証とともに、H24.4.1から有効になります『健康保険 高齢受給者証』を窓口で渡してください。

☆有効期間が満了しております『健康保険 高齢受給者証』は、すみやかに事業主へご返却をお願いいたします。